（第二十三号から前号まで及び第二十九号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。）であって、その出力が一万キロワット未満のもの

二十七　［略］

二十八　農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備を除く。）

二十九　建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（第二十三号に掲げる設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）

三十　一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（バイオマスを電気に変換する設備をいう。以下同じ。）（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。）

（認定基準）

第五条　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～二の二　［略］

二の三　特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。

三～十の三　［略］

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ　［略］

ヘ　当該認定の申請に係る発電が、石炭を原料とする燃料を混焼させて行われるものでないこと。

十二～十五　［略］

2　法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ　当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第三条第二項に規定する一の需要場所をいう。以下同じ。）において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること。

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する認定発電設備（調達期間中のものに限る。）以外の設備（電気事業者が電気を供給するための設備を除く。以下「自家発

（第二十三号から前号まで及び第二十九号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。以下同じ。）であって、その出力が一万キロワット未満のもの

二十七　［略］

二十八　農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備（一般廃棄物発電設備を除く。）

二十九　建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。）を電気に変換する設備（第二十三号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）

三十　一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第二十三号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（バイオマスを電気に変換する設備をいう。以下同じ。）

（認定基準）

第五条　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～二の二　［略］

［新設］

三～十の三　［略］

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ　［略］

［新設］

十二～十五　［略］

2　法第九条第三項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業（当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合に限る。）をいう。以下次号において同じ。）を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ　当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること。

ロ　当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合にあっては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること